三　事故を引き起こした年月日時及び場所
四　事故を引き起こした時の気象及び海象の状況
五　死亡者、行方不明者及び負傷者の数並びに負傷者の負傷の程度並びに損傷した物及びその損傷の程度
六　死亡者又は行方不明者がある場合には、その者の氏名その他参考となる事項
七　当該事故について講じた措置

（都道府県知事による利用者の安全及び利益に関する情報の公表）

第二十三条　法第二十二条の規定による公表は、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（法第十七条第一項に規定する自動公衆送信をいう。次条第一項において同じ。）の利用その他の適切な方法により行うものとする。

2　法第二十二条に規定する農林水産省令で定める利用者の安全及び利益に関する情報は、次のとおりとする。

一　法第十九条の規定による届出を受理した事故の毎年度の発生状況
二　法第二十九条第一項の規定による検査（利用者の安全及び利益に係るものに限る。）に係る事項

（遊漁船業者による利用者の安全及び利益に関する情報の公表）

第二十四条　法第二十三条の規定による公表は、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信の利用その他の適切な方法により行うものとする。

2　法第二十三条に規定する農林水産省令で定める利用者の安全及び利益に関する情報は、次のとおりとする。

一　利用者の安全の確保及び利益の保護を図るために講じた措置及び講じようとする措置
二　法第四条第一項第六号に規定する措置の内容

3　遊漁船業者は、前項に規定する情報のほか、法第二十条の規定による命令（利用者の安全及び利益に係るものに限る。）を受けたときは、遅滞なく、当該命令の内容並びに当該命令に基づき講じた措置及び講じようとする措置の内容を公表しなければならない。

（遊漁船業団体の指定の申請）

第二十五条　法第二十四条の規定により指定を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一・二　（略）

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一～四　（略）

五　法第二十五条各号に掲げる業務の実施に関する基本的な計画
六　法第二十五条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施できることを証する書面
七　（略）

（身分を示す証明書の様式）

第二十六条　法第二十九条第二項に規定する証明書の様式は、別記様式第十号とする。

（新設）

（新設）

（遊漁船業団体の指定の申請）

第十五条　法第二十条の規定により指定を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一・二　（略）

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一～四　（略）

五　法第二十一条各号に掲げる業務の実施に関する基本的な計画
六　法第二十一条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施できることを証する書面
七　（略）

（身分を示す証明書の様式）

第十六条　法第二十四条第二項に規定する証明書の様式は、別記様式第九号とする。